

daily コラム

2008年4月25日(金)

〒140-0014 品川区大井 1-7-6THビル4階

MMIグループ TEL 03-3778-2311 FAX 03-3778-2326

Email dailycolumn@m-m-i-g.com

例外事由の具体例

(募集・採用の年齢制限)

原則年齢不問の中の例外事由！

雇用対策法の改正により、募集・採用に年齢制限を設けることが禁止された事は、4月2日のコラムでお伝えしましたが、それでは例外事由としてどのような募集の仕方であれば年齢制限が認められるのでしょうか。例を挙げて見てみましょう。(○印認められる、×印認められない。アンダーラインは抵触箇所)

- ① 定年年齢を上限として、当該上限年齢未満の労働者を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
○「60歳未満の方を募集(定年が60歳)」
×「60歳未満の方を募集(契約期間6ヶ月)」
×「60歳未満の方を募集(定年が63歳)」
×「40歳以上 60歳未満の方を募集(定年が60歳)」 下限年齢をつけない。
×「□□業務の習熟に2年間必要なため 58歳以下を募集(定年が60歳)」 上限年齢60歳未満とし「□□業務に2年間必要」とする必要あり。
- ② 労働基準法等法令の規定により年齢制限が設けられている場合
○「18歳以上の方を募集(労働基準法第62条の危険有害業務)」
○「18歳以上の方を募集(警備業法第14条

の警備業務)」

- ③ 長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
○「35歳未満の方を募集(職務経験不問)」
○「40歳未満の方を募集(簿記2級以上)」
×「35歳未満の方を募集(契約期間6ヶ月)」
×「40歳未満の方を募集(□□業務経験を有している方)」 職務経験をつけない。
×「20歳以上、35歳未満の方を募集」

この他に認められる事由としては、技能・ノウハウの伝承から特定の職種で相当程度少ない年齢層を募集する場合、芸術・技能の分野、60歳以上の高齢者を募集する場合、国の施策であるトライアル雇用の対象として35歳未満の方を募集する等もあります。

いずれにしても、年齢制限できる場合が厳密になり、例外事由に該当する場合でも求職者や求人広告には理由を提示する必要があります。

覚えるのに時間のかかる仕事もあるしなー！



補足と解説（お客様へは1ページ目だけを送付してください）

雇用対策法

（募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保）

第十条 事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、労働者の募集及び採用について、厚生労働省令で定めるところにより、その年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

雇用対策法施行規則

（募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保）

第一条の三 [法第十条](#) の厚生労働省令で定めるときは、次の各号に掲げるとき以外のときとする。

- 一 事業主が、その雇用する労働者の定年（以下単に「定年」という。）の定めをしている場合において当該定年の年齢を下回ることを条件として労働者の募集及び採用を行うとき（期間の定めのない労働契約を締結することを目的とする場合に限る。）。
- 二 事業主が、[労働基準法](#)（昭和二十二年法律第四十九号）その他の法令の規定により特定の年齢の範囲に属する労働者の就業等が禁止又は制限されている業務について当該年齢の範囲に属する労働者以外の労働者の募集及び採用を行うとき。
- 三 事業主の募集及び採用における年齢による制限を必要最小限のものとする観点から見て合理的な制限である場合として次のいずれかに該当するとき。
- イ 長期間の継続勤務による職務に必要な能力の開発及び向上を図ることを目的として、青少年その他特定の年齢を下回る労働者の募集及び採用を行うとき（期間の定めのない労働契約を締結することを目的とする場合に限り、かつ、当該労働者が職業に従事した経験があること

を求人条件としない場合であつて学校（小学校及び幼稚園を除く。）、専修学校、[職業能力開発促進法](#)（昭和四十四年法律第六十四号）[第十五条の六第一項](#) 各号に掲げる施設又は、[同法第二十七条第一項](#) に規定する職業能力開発総合大学校を新たに卒業しようとする者として又は当該者と同等の処遇で募集及び採用を行うときに限る。）。

- ロ 当該事業主が雇用する特定の年齢の範囲に属する特定の職種の労働者（以下この項において「特定労働者」という。）の数が相当程度少ないものとして厚生労働大臣が定める条件に適合する場合において、当該職種の業務の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の継承を図ることを目的として、特定労働者の募集及び採用を行うとき（期間の定めのない労働契約を締結することを目的とする場合に限る。）。
 - ハ 芸術又は芸能の分野における表現の真実性等を確保するために特定の年齢の範囲に属する労働者の募集及び採用を行うとき。
 - ニ 高年齢者の雇用の促進を目的として、特定の年齢以上の高年齢者（六十歳以上の者に限る。）である労働者の募集及び採用を行うとき、又は特定の年齢の範囲に属する労働者の雇用の促進するため、当該特定の年齢の範囲に属する労働者の募集及び採用を行うとき（当該特定の年齢の範囲に属する労働者の雇用の促進に係る国の施策を活用しようとする場合に限る。）
- 2** 事業主は、[法第十条](#) に基づいて行う労働者の募集及び採用に当たっては、事業主が当該募集及び採用に係る職務に適合する労働者を雇い入れ、かつ、労働者がその年齢にかかわらず、その有する能力を有効に発揮することができ職業を選択することを容易にするため、当該募集及び採用に係る職務の内容、当該職務を遂行するために必要とされる労働者の適性、能力、経験、技能の程度その他の労働者が応募するに当たり求められる事項をできる限り明示するものとする。